

三隅都市計画整備、開発及び保全の方針

島 根 県

目 次

1 . 都市計画の目標	
1) 都市づくりの基本理念	1
2) 地域毎の市街地像	3
2 . 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	
1) 区域区分の決定の有無	4
3 . 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	5
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	6
交通施設	6
下水道及び河川	8
その他の都市施設	10
3) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	11
a 基本方針	11
b 主要な緑地の配置の方針	12
c 実現のための具体の都市計画制度の方針	12

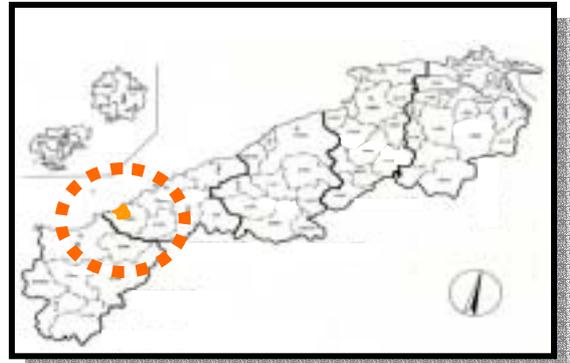
参考附図 都市構造図

三隅都市計画整備、開発及び保全の方針の決定
(島根県決定)

都市計画整備、開発及び保全の方針を次のように決定する。

1. 都市計画の目標

三隅都市計画区域は、県西部の日本海沿岸に位置し、面積約1,132ha、人口約5千人の都市計画区域である。



県西部の拠点都市である浜田、益田両市の中に位置し、過去には農林水産業や和紙をはじめとする地場産業を中心に発展してきた区域である。

近年は三隅火力発電所の建設に伴う関連企業の進出や、工業団地の整備が進められるとともに、三隅港、石見空港、中国横断自動車道等の交通基盤整備が図られ、産業の活性化が進められつつある。今後は更に浜田三隅道路(仮称)の整備が予定されており、これら交通ネットワークと産業基盤を活かしたまちづくりが期待されている。

1) 都市づくりの基本理念

本区域は、日本海や三隅川等美しい水辺空間を有し、緑豊かな山林が広がる自然環境に恵まれた区域である。しかし、近年人口減少・高齢化が進行しており、今後これらの自然資源を活用した良好な生活環境の整備、産業の振興、福祉の充実を図る必要がある。

産業面においては、エネルギー供給拠点である三隅火力発電所が立地し、地域産業の核として機能するとともに、関連産業の振興が図られている。また、これらのエネルギー産業に併せて、古くからの伝統産業として和紙生産が盛んであり、これらの地場産業を活用した地域産業の振興を図ることによる雇用機会の確保、人口の定着が期待されている。

また、本区域の交通上の立地条件としては、三隅港や石見空港などの交通拠点や中国横断自動車道広島浜田線が近接しており、更に今後は浜田三隅道路(仮称)の整備も予定されていることから、交通基盤を活用した交流人口の拡大や産業振興を図っていく必要がある。

これらを踏まえて、本区域の都市づくりの基本理念を次のように定める。

地域資源を活かした産業を育むまちづくり

和紙生産をはじめ、地域資源を活用した伝統産業の振興を図ると共に、三隅火力発電所を中心する新たな産業を創出する活気あふれるまちづくりを進める。

幅広い年代の住民が健康で快適に暮らせるまちづくり

本区域は少子高齢化が進行しており、集落の自治機能の維持、定住人口の確保が大きな課題となっている。この現状を踏まえ、子供から高齢者までが安全で快適に生活できる福祉環境の充実や生活環境の向上を目指す。

美しい水辺空間と緑豊かな自然を活かしたまちづくり

本区域が有する、豊かな自然環境を保全し、美しい海岸や河川等の水辺空間を活かした「水澄みの里」のイメージを活用するまちづくりを進める。

2) 地域毎の市街地像

地域	将来の市街地像
三隅地区	<p>本地域は主要幹線道路である国道9号が通過し、役場等町の行政・商業業務等都市機能の中心を担っている地域である。今後も、本区域の都市機能拠点として都市機能の充実を図っていくと共に、三隅川や周辺の山林等自然環境と調和した居住環境等生活環境の向上を図る。</p>
三保地区	<p>本地域はJR山陰本線三保三隅駅や三隅中央公園、田の浦公園等都市公園を擁しており、本区域における公共交通、レクリエーション機能等の面で重要な拠点機能を担う地域である。また、三隅川河口に既存集落が広がり、近年は西河内団地等計画的な住宅地も整備されており、本区域における住機能の一端を担う地域でもある。</p> <p>今後は三隅地区と適正な都市機能の連携・分担を図るとともに、三隅川沿いに広がる優良農地との調和にも配慮しながら、快適な居住環境の形成を中心としたまちづくりを行う。</p>
岡見地区	<p>本地域にはエネルギー産業の拠点である三隅火力発電所が立地するとともに、重要港湾である三隅港を有しており、これら発電所や港湾を中心とした関連産業の拠点となる地域である。今後は、三隅港臨海工業団地の供用も予定されており、本区域の産業拠点として更なる発展を目指したまちづくりを行う。</p> <p>また、地域の大部分を山林や農地が占めており、このような豊かな農地や自然環境を保全するとともに、良好な住環境の形成を図る。</p>

2 . 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1) 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。

本区域において「市街化圧力」、「不良街区の形成防止」、「良好な市街地形成」、「産業基盤の確保」、「都市基盤施設整備」、「区域区分に関連した要望と地域が望むまち」、「用途地域が定まっていない区域の土地利用」、「営農条件の確保」、「緑地の確保」のそれぞれの観点から区域区分の必要性について検証・評価を行った。

その結果、今後無秩序な市街地の拡大の可能性は低く、区域区分を定めなくても自然的環境・農地等を保全しながら、良好な市街地の形成を図っていくことは可能であると判断する。

また、本区域は、過疎化・高齢化が進行しており、今後、定住人口の確保や産業活動の活性化が重要である。

このため、交通・情報網や生活基盤の整備を図りながら、豊かな自然環境と地域資源を活かした都市づくりを行っていく必要がある。

これらの都市づくりにおける望ましい土地利用の実現方法としては、地域地区及び地区計画等の都市計画制度を活用し、計画的な土地利用を図ることにより可能である。

したがって、本都市計画に区域区分を定めないとした。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

現在本区域は都市計画用途地域を指定していないため、現状の土地利用状況を踏まえ、都市及び自然環境に配慮しながら、将来における土地利用の方針について以下のとおり定める。

地区名等	土地利用の方針
既成市街地	本地区の主要な土地利用方針を一般住宅地とし、居住環境の維持・改善を図るため、効率的な土地利用や都市基盤の整備により良好な居住環境の形成を図る。
西河内、岡見地区等住宅団地	本地区の主要な土地利用方針を低層住宅地とし、既に計画的に整備された住宅地は良好な居住環境を維持する。 また、今後宅地化を図る地区においては、計画的な市街地整備による良好な居住環境の形成を図る。
町役場周辺地区	本地区の主要な土地利用方針を商業業務地とし、町役場及び周辺に立地する商業業務施設等、地域住民の日常生活を支える近隣商業・業務機能の維持・拡充を図る。
三隅港周辺地区	本地区は地域の電力供給と物流の拠点である三隅港を有しており、今後は三隅港臨海工業団地、及び三隅火力発電所等を中心とし、港湾機能を有効に活用した企業立地を誘導する地区として位置づけ、周辺環境に配慮した工業地として配置する。
三隅川下流部周辺	三保地区等三隅川下流部周辺の大規模な優良農地について、他用途の土地利用との混在化等による営農環境の悪化を防ぐため、適切な土地利用により優良農地の保全を図る。
災害防止の観点から必要な市街化の抑制を図る地区	建築基準法第39条（災害危険区域）、地すべり等防止法第3条（地すべり防止区域）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条（急傾斜地崩壊危険区域）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条（土砂災害警戒区域）、第8条（土砂災害特別警戒区域）に指定される地区については、原則的に市街化の抑制を図る。
三隅海岸、三隅川及び周辺緑地	本地区を自然環境形成の観点から必要な保全を図る地区として位置づけ、周辺の都市環境と調和した親水空間を確保するとともに、自然環境の保全を図る。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

交通施設

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域の現況の道路網体系は、広域交通基盤である一般国道9号が東西に配置されており、主要幹線道路として本区域と周辺都市を連絡する重要な役割を担っている。この一般国道9号を補完する路線として、一般県道益田種三隅線が北側に配置されており、本区域の東西交通の大部分をこの2路線で担い、道路網の骨格を形成している。また、一般県道三隅停車場線や臨港道路により東西幹線道路を相互に連絡し、区域内の交通を適正に配分する交通網を形成している。

今後は「浜田三隅道路（仮称）」の整備、及び三隅益田間の整備の計画が予定されており、三隅港や周辺の石見空港、浜田港等交通拠点と併せ、高速交通網を活かした新たな広域交通網の確立が必要である。

また鉄道については、JR山陰本線が配置されており、バス等の公共交通機関と併せてJR三保三隅駅がその結節点としての機能を有している。

このような基本的認識を踏まえ、交通体系の整備方針を次ぎのとおり設定する。

広域交通体系の確立

広域の都市間連携の強化を図り、地域の活性化を支援するため、一般国道9号と併せ、高規格幹線道路の整備による高速交通基盤の強化を図る。

安全で快適な市街地内道路の整備

高齢者や子供等交通弱者が安全で快適に利用できる自転車や歩行者空間を確保するとともに、住宅地等の市街地内を連絡する道路の整備を進める。

産業及び観光・レクリエーション拠点の連携機能強化

本区域内、及び周辺地域の産業拠点や観光施設の連携を図り、産業の活性化を促進するため、産業・観光拠点のネットワーク形成を目指す。

公共交通の整備

高齢者が安心して暮らせる生活を支援するため、鉄道・バス等の公共交通機関が重要な役割を担っていることから、今後、JR三保三隅駅等交通結節点機能の強化及び鉄道・バス等の運行の確保、利用促進、利便性の向上を図る。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

種 別	配置の方針
自動車専用道路	広域都市間での高速交通基盤を形成するため、隣接する浜田益田間を結ぶ「浜田三隅道路（仮称）」等を配置する。
幹線道路	周辺地域との広域交通を担う路線として、国道9号及び主三隅美都線を配置する。 市街地内道路として都小野向野田線、都古市場湊浦線等都市計画道路、及び－益田種三隅線等を配置する。

イ 鉄道

種別	配置の方針
JR山陰本線	現在、運行されているJR西日本山陰本線を主要な公共交通機関と位置づけ、広域的な地域連携を促進するために配置する。

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備または着手することを予定している主要な施設は次のとおり。

主要な施設	路線名等	
	自動車専用道路	幹線道路
	「浜田三隅道路（仮称）」	－益田種三隅線

主は主要地方道、－は一般県道、都は都市計画道路とする。

下水道及び河川

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

下水道

下水道は、公衆衛生の保持、浸水の防止、生活様式の改善等の生活環境の向上や公共用水域の水質保全を図る上で重要な役割を担っている。

下水道の整備手法については、地域の特性に応じた効率的かつ適正な整備手法を選択していくものとし、基本的に市街地内では公共下水道により、市街地郊外部の既存集落では、農業・漁業集落排水等の集合排水で整備を図るものとする。また、住居等が点在する地区は合併処理浄化槽による個別処理による整備を図り、全域の下水道整備を早期に図るものとする。

河川

本区域は、二級河川三隅川が貫流するほか、三隅川の支川である中小河川が合流している。

三隅川の治水対策については、昭和 58 年 7 月の降雨を踏まえ、洪水の安全な流下を図るため、河道改修や御部ダムの建設により整備が進められてきているが、今後は支川矢原川でのダム建設による洪水調節を図り、下流の洪水の軽減を図るものとする。

その他の中小河川については必要に応じて河川改修を実施、洪水の安全な流下を図るものとする。

また各水系において、利水については水利使用者との調整を図りながら、水資源の有効かつ適正な利用に努めるものとする。

河川環境については生物の多様な生息・生育環境の保全に努めるとともに、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保を図り、良好な河川環境や快適な水辺空間を形成することにより、住民の憩いの場となるような河川空間の創出に努める。

イ 整備水準の目標

都市施設	整備水準の目標
下水道	三隅町の平成 12 年度末現在の下水道普及率（処理人口 / 行政人口）は 25.9% であり、平成 22 年度末の下水道普及率を約 70% とする。
河川	二級河川三隅川は年超過確立 1/100 に対する治水安全度を確保することを目標に整備を進める。 また、中小河川は、地域の実情に応じた治水安全度を確保すること目標に整備する。

b 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備または着手することを予定している主要な施設は次のとおり。

主要な施設	整備概要等
下水道	公共下水道（三保三隅処理区）の整備や、農業・漁業集落排水、合併処理浄化槽の整備を推進する。

その他の都市施設

a 基本方針

本都市計画区域においては、地域住民が健康で文化的な市民生活を営むうえで欠くことのできない供給処理施設、教育施設、医療施設、社会福祉施設、その他都市施設について、既存施設の有効活用に努めるほか、設備の近代化を進め、市街化の動向、人口の変動に対応し、必要に応じた施設の整備を図る。

特に今後は地域の伝統産業である和紙を中心とした文化産業施設を整備し、地域産業の振興、伝統的文化の継承、観光拠点の形成等複合的都市機能を担う施設として整備する。

3) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本地域は古くから「水澄みの里」と呼ばれ、三隅川や三隅海岸等美しい水辺空間を有する地域である。また緑豊かな山林など豊富な自然資源に囲まれ、美しい自然景観をおりなしている。

また、本区域は「三隅公園」、「三隅中央公園」、「田の浦公園」等の都市公園が適正に配置されており、それぞれ休息、観賞、散歩、遊戯、運動等多様なレクリエーション機能を公園毎に分担し、地域住民の生活環境の向上や広域的な観光施設として重要な役割を果たしている。

このような状況を踏まえ、「清らかな水と美しい緑広がる水澄の里」を基本理念とし、水資源を基調とした豊かな自然環境の保全と緑地の整備を推進していくこととする。

イ 緑地の確保水準

都市公園等の施設として整備すべき目標水準

年次	現況 (平成12年)	目標年次 (平成32年)
目標水準	m ² /人 約97	m ² /人 約100

都市公園等の施設として整備すべき緑地とは都市公園及び公共施設緑地とする。

b 主要な緑地の配置の方針

配置計画	概要
環境保全系統	市街地にオープンスペースを確保し良好な都市環境を形成するため、街区公園等施設緑地及び市街地内樹林地等を緑地として配置する。
	本区域を貫流する三隅川等河川とその沿川を緑地として位置づけ、河川環境・生態系の保全を図る。
	市街地の周辺に広がる樹林地について、動植物等の生息・生育地の確保、都市環境の維持のため、緑地として保全を図る。
レクリエーション系統	水辺空間を活用した観光・レクリエーション機能を有する緑地として三隅川等河川を配置する。
防災系統	土砂流出や地すべりの恐れがある市街地周辺部の緑地の保全を図る。
景観構成系統	本区域を貫流する三隅川を良好な河川景観を有する重要な緑地として位置づけ、自然景観の構成に配慮する。
	大麻山などの良好な自然景観を有する山地・丘陵地の保全を図る。
	変化に富む美しい海岸景観について、良好な自然景観の保全を図る。

c 実現のための具体の都市計画制度の方針

都市公園等施設緑地については、必要な緑地の確保目標量を十分満たしているため、今後は既存緑地の保全を図りながら、施設の有効活用に努める。

また、三隅川等の水辺地と一体となった緑地など特に都市環境の形成に重要な役割を担う地域については、地域制緑地として各種制度を活用し、保全、整備に努める。

併せて、良好な住環境を整備誘導するため、地区計画制度や緑化協定等により緑化を推進する。

三隅都市構造図

